

総務委員会会議録

日時 平成19年12月17日(月) 開会時間 午前10時10分
閉会時間 午前11時50分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 丹澤 和平
委員 土屋 直 中村 正則 森屋 宏 河西 敏郎
岡 伸 木村富貴子 安本 美紀
議長 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 満
人事委員会委員長 浅井 和夫 代表監査委員 野田 金男
選挙管理委員会委員長 新海 治夫
防災危機管理監 櫻本 安善 理事 笠井 智明 理事 浅川 幸治
次長 花形 俊雄 次長(人事課長事務取扱) 輿水 修策
次長(消防防災課長事務取扱) 笹本 勝相 職員厚生課長 原田 広幸
財政課長 原 昌史 税務課長 酒井 善明 管財課長 石合 一仁
営繕課長 藤江 昭 私学文書課長 宮下 正範 市町村課長 久保田 克己
出納局次長(会計課長事務取扱) 窪田 守忠 管理課長 武井 輝幸
工事検査課長 佐野 今朝男
人事委員会事務局長 石井 俊彦 人事委員会事務局次長 名取 幸三
監査委員事務局長 山本 正敏 監査委員事務局次長 宇野 哲夫
議会事務局次長 笠井 祥一

議題 北口県有地活用検討特別委員会設置の件

審査の結果 総務委員会発議により、北口県有地活用検討特別委員会設置の議案を提出することと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午前10時7分まで北口県有地活用検討特別委員会設置の件について審査を行い、引き続いて午前11時50分まで、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等

北口県有地活用検討特別委員会設置の件

中村委員 北口の関係につきましては、先生方にいろいろ議論をいただき、その後、暫時休憩を取りまして特別委員会をというふうなことで発議いたしまして、総務委員会としてその方向で行こうという形になったわけです。委員の先生

方には、特別委員会の中で北口県有地の活用策について御検討いただき、そして、今、アドバイザー会議でもって、北口の県有地の活用策について検討されておるわけでございますけれども、議会の中にあっても、皆さん方の意見を聞いて、北口の県有地の活用策についてやってまいりたいと思っております。

ぜひ先生方にはその件につきましては御了解をいただき、また、この関係については、ここで決定するというふうなわけにはいきませんので、代表者会議でもってその関係についてはいろいろ御検討いただいて、そして最終的には議長が決定するという形になるかと思っておりますけれども、ぜひ御了解をいただくようお願いしたいと思います。

以上です。

渡辺委員長

お諮りいたします。ただいまの中村先生の御提案を参考にしながら、議案の内容はお手元に配付のとおりであります。総務委員会提出の議案として議長に提出することに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案についてはお諮りしたとおり決定いたしました。

主な質疑等

総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

所管事項

(防災について)

木村委員

おはようございます。自分に元気をつけて。

私は、野党とか与党とか、そういうことをすべて乗り越えて、女性の知恵委員会の提案の中から本当に身近なことから県をよくしたいという意見が幾つかありました。そのうちの一つなんですけれども、防災訓練の充実というところについてお伺いをしたいと思います。

本当にいつ来るかわからない、東海地震は少しは予知ができるということではありますが、この女性の知恵委員会の中に、「県民が身近に迫っていると言われている災害に対して意識を持つこと」ということが書かれていまして、その中に県民の意識の中に、十分な備えのある地域とか、意識の低い地域とか、地域差があるのではないかと。これは備蓄品も含めてのことですけれども、県内の様子はどんな様子かお聞きできればと思います。

笹本総務部次長

現在、防災訓練は実働型もありますし、図上訓練も行っております。これらを県をはじめ防災関係機関、あるいは自主防災組織、そういったものを含めて行っております。県が主体になってやるものもあれば、地域県民センターが主体になってやるものもある。最近では行政だけではなく、防災関係機関、日赤ですとか、県の社協、災害ボランティア、そういったものも含めて総合的な立場から考案した訓練を実施しているところであります。

木村委員

地域差についてお伺いしたんですが、すごい熱心なところとかあるんで、県の方の、指導するという事ではないでしょうけれども、どんなふうに県で対応しているかが、私の第1問目であります。もう一度よろしいですか。

- 笹本総務部次長 一概に地域差と言われましても、ちょっとお答えしづらいところがあります。私どもは県民はすべて公平、平等に災害に対する意識の高揚を図っていただきたいということで訓練をしております。強いて言うならば、東海地震でいえば、県の南部の地域について甚大な被害が想定される。そういったところではやはり住民の防災意識も高まってくる。これが北部、やっていないというわけではありませんが、北部の方へ行きますと、震度でいえば震度5弱程度になりますと、どうしても防災意識は薄れてくるかなと一般的には思いますけれども、私どもが考えておりますのは、東海地震だけではありません。例えば糸魚川静岡構造線断層帯もあれば、釜無川断層もある。あるいは県の東部へ行きますと、藤の木愛川断層、旧八代町から笹子を通して、大月、上野原までのびているということで対応しているわけです。一概に地域差といっても、ちょっと考えづらいところがあります。一般的にはそういうことが言われますけれども、私どもの目から見れば、平均して防災訓練等をやっていたいただいているかなと考えております。
- 木村委員 備蓄品は、人口によって備蓄をするようになっていくんですか。それは市町村から県に申請して、備蓄しているんですか。
- 笹本総務部次長 災害対策基本法がございまして、現実的には地域住民は、第一次的に市町村が担当することになっております。また、備蓄品については各市町村が定めております地域防災計画にその内容が掲載されているところであります。
- 木村委員 備蓄品がどのぐらいか、どれだけの方が知っているか、女性の知恵委員会の方も心配しているようです。それから、「防災訓練が実際の災害時に生かせるように、地域住民の意識づけの機会となるために防災訓練を見直し、住民が参加してよかったと思えるような工夫が必要です」、ということが書いてあります。確かに私どもの地域も、防災の日の日曜日の朝8時にサイレンが鳴って集まって、三角巾をして、そしてお米を袋に入れて炊き出しをして、というふうに、ワンパターンで、いつも同じことをしています。このことが悪いとは言えないんですね。そのことが身につくまですることは、それはそれで大切なことだと思うんですけれども、メニューは、「本県の地理的特性も踏まえて整理すること」と書いてあります。例えば昼間に起こるかもしれないし、阪神淡路大震災みたいに明け方に起こるかもしれない。想定できないのが地震であると思うんです。それで時間帯とか、弱者の擁護、援護ですが、そういうことも組み入れた、いろいろなパターンを組み入れた方法はどうかと提案されているんですけれども、そのことについていかがでしょうか。
- 笹本総務部部長 先生がおっしゃられましたように、今般、女性の知恵委員会から大変貴重な御意見をいただきました。その中で、今言われた、いろいろな訓練がありますけれども、実は、私どももマンネリ化しているのではないかというふうなおしかりをいただいたところであります。そのため最近では、例えば、ただ単に避難所へ行けばいいというふうなところで終わっていた防災訓練も、避難所へ入ってからどういうふうに運営するんだということ、また、避難所へ入った後、一般住民と要援護者と言われる区分け、こういったものをどういうふうに対応していったらよしいんだということで、昨年も山梨県災害時避難対策指針というものを策定いたしまして、各市町村にも配付したところです。この中で一般の健常者の避難のあり方、さらに、同じ建物に避難する場合でも、要援護者を主体としたコーナーを設ける、いわゆる福祉避難室、

あるいは福祉避難所、こういったものもあわせて訓練していただくことをメニューの中に入れております。

また、隣近所の力は非常に大切になりますので、倒壊家屋を想定した実働訓練。隣近所だけでのこぎりですとか、パール、ジャッキを利用して、救出訓練をしていただくもの、あるいは最近医療関係でありますけれども、AEDを使用したもの、そういった訓練をやっております。

ただ、これはやっているということだけになりますので、できるだけ県だけではなくて、市町村でもこういった率先した訓練をやっていただきたいということで、常日頃から指導なり支援をしているところです。今後は女性の知恵委員会からきめの細かい御指示をいただきましたので、そういったものも盛り込みながら訓練を見直してまいりたいと考えております。

木村委員

確かにワンパターンではない、緊迫感のある訓練がないと、何か集まって隣近所の人と話をするという。県としても、ここに書いてありますけれども、防災ヘリコプター「あかふじ」の活用とか、重点的にこれからはメディアも利用しながら、知事さんももちろん大切ですが、一般の方が本当に必死になってやっている訓練、子供たちが飛び歩いているのも映っていますけれども、そういうことをメディアを通じてでも、山梨県はこんなに危険なんだよということをしっかりとわかっていただけるような、訓練にこれからもっとしていただきたいと思います。

以上です。

(行政改革大綱について)

森屋委員

おはようございます。よろしく申し上げます。私は行政改革大綱について、大変御努力されたものが出てきましたので、これについてちょっと時間をいただきたいと思います。

先週の金曜日、あるいは本会議の議論を聞いていまして、今議会のキャッチフレーズは「意識の共有化」かなと。ここで丹澤さんのように一句うたえればいいんでしょうけれども、私はまだ人生経験が少ないものですから重みが違います。改革の意識とか、あるいはこれからの山梨県の目指すべき姿みたいなのを、県庁の職員の皆さん方の意識の共有を求められていたような気もいたします。私はそれだけじゃなくて、議員も同じく共有して、これからのともに考えていかなければいけないのかなとの思いであります。

そこで、今回の議会、先週も言いましたけれども、行動計画が出てきて、この行革大綱が出てきて、これについて本当に真剣に議論をしなければいけないと思っております。

そこで、行革大綱に入る前に、たまたま先週は与党の税制大綱が出てまいりまして、法人事業税の中から東京都が3,000億円ですか、あるいは大阪、愛知あたりから1,000億円持ってきて、4,000億円をもう一度地方に再配分するということでありました。私たちの期待感からすると、私たちの県にそうしたお金が、税源が配られてくるのかなという思いであったわけですが、山日新聞の記事を読みますと、影響はないという報道であります。これについてももう少し詳細をお知らせいただけますか。

酒井税務課長

山日新聞に記載のとおり、法人二税に関して、税収の格差というか、一番下は長崎県だと記憶しておりますが、それと一番上は東京、東京は優良企業が集まっておりますし、本社機能があるということでございまして、法人事業税、法人二税の取り分においても、1人当たりに換算しますと、東京都と

長崎では6倍の差があるということで、それを是正するところから始まっております。山梨県の場合は、県の税収でいいますと、大体税収1,000億円のうち、42%ぐらいが法人二税で占められている、いわば特異な形を持っております。1人あたりに計算いたしますと、全国で8番目ということで、多い方にランクされております。それを平均化するという動きの中では、山梨県の方は取り分は少ない。私どもが試算してみたところによると、ほとんど同じかというような結果が出ております。そんなことで、これについてはあまり期待できないと私どもは考えております。

森屋委員

今、中央と地方の格差問題を議論するときには、どうしても法人二税の問題ですね。もう少しフラット化とか、あるいは一部に消費税に転換するというようなことがあるんですけども、いろいろ、皆さん方からいただいた資料を見ると、今、課長さんがおっしゃったように、山梨県の法人二税の1人当たりの金額は、約4万7,000円。通常いろいろな分野で、財政力とか、私たちが皆さん方と議論の中でいただく資料で比較している、例えば鳥取県とか島根県とか、ああいうところが出てきますね。あるいは、高知県とか、同じグループでよく比較されますけれども、そうしたところを見ると、法人二税については倍以上の税源があるんですね。

それからもう一つ、地方消費税について、いただいた資料だと山梨県は全国の中で9番目の地方消費税をいただいている。これは88万人そこその県民ですから、そういう意味では大変ありがたいなと改めて感じています。

先輩たちの積み重ねてきていただいた山梨県の企業誘致の成果でありますとか、僕は地方消費税の多さというのは、おそらく観光客の、この山梨県内で消費していただける成果だと思っているんですね。それも今まで、県人の先輩たちが積み重ねてきていただいた成果だと思います。そうした成果を大切にす意味においても、これからの行革の中身を真剣に考えていかなければいけないとまず感想として思っています。

そこで、私の手元に、平成18年2月17日に財政課が出された、財政の中期見通しがあります。これはおそらく行革、新の方だと思いますけれども、新行革プログラムが出されて、その後、財政の見通しをつくられて、私どもに御説明いただいた資料だと思います。今回も行革大綱が出されて、おそらく年明けの2月議会には、こうした財政の中期見通しが出されるのだろうと思います。

ところで、この平成18年2月17日に出された財政の中期見通しを見ますと、県債残高の削減方針、公共5%、準公12%という路線を打ち出していくんだという中で数字的な見通しを出されています。これを見ますと、行革大綱の中で380億円の県債残高を含めた相対の1兆円論議の中での380億円削減ということなんですけれども、このときの資料を見ましても、平成19年ベースを基準として22年の4年間で、実はこのときでもう約350億円の県債は削減されることになっているんですね。

そういう意味で、今回の行革大綱は純粋に県債残高という部分だけで見ますと、約200億円の削減ということで、これはある意味ではちょっと横からの見方かもしれませんが、県債残高削減という意味では、私はある意味、後退したことになるのではないかと感想を持つのですけれども、いかがでしょうか。

原財政課長

先生おっしゃられます財政の中期見通し、これにつきましては平成18年2月に確かに出しております。この時点での名目経済成長率、それから地方

交付税等の発行、税収の見込み、これらは平成18年と同程度ということでフィックスをして積算をしたものであります。今回の行政改革大綱につきましては、これをさらに現時点のものにリバイスしたものでありまして、必ずしも当時の見込みと比べて行革のスピードを落としたりとか、行革を緩めたとかいうことは、基本的な考え方としてはないと考えております。

森屋委員

既にプライマリーバランスで約50億円のマイナスというか、削減に成功しているんですね。これはただ単年度の成功ということではなくて、過去の行革プログラム、あるいは新行革プログラムという、ある意味では県行政として財政の痛みというものは大変だったと思う。それから、地域の皆さん方に痛みを分かち合っていたいただいた。極端な言い方をすると、公共事業削減というのは大変大きな痛みだったと思います。御存じのとおり、今、山梨県は保証協会の代位弁済率は大阪府を抜いて全国第1位になりました。その大半は中小の土木建設業の皆さん方なんですね。そういう意味でも、この間の山梨県が進めた行革の中で、地域の皆さん方に大変な痛みを伴った改革だったと思います。

この平成18年2月17日に出された財政の見通し、中期見通しはあくまでも見通しですから、この何年かの間に見通しが変わってきた。あるいは、財政をあずかっている皆さん方が県内景気に対する認識を変えてきたのかなど。景気の動向の見方を変えてきたのかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

原財政課長

確かに先生が御指摘されますように、地域経済への波及効果、こういったものについては考慮せざるを得ないという認識を持っています。これは本会議での知事答弁にありましたとおりでございます。

一つのデータといたしまして、近年の公共事業の削減に伴います建設業界への影響という観点から見ますと、負債金額の累積で見まして、平成15年に比較して本年は4.9倍、平成19年8月末現在で増えております。一方で全国の累積の負債額を見ますと19年の8月末現在で2.9倍でありまして、全国平均に比べまして本県の建設業への影響というのは大きいのかなという認識は持っております。このようなこともございまして、地域経済に配慮しつつ、一方で行政改革を推進していくという観点から、段階的縮減を行っていくというような議会答弁をさせていただいているところであります。以上であります。

森屋委員

そう思います。私が議員させていただいているこの9年近くで、山梨県の公共事業費は約半分。いつも私、この委員会で言っていますけれども、山梨県の土木とか建設にかかわっている従業員数は、全国でもすごい高い方なんですね。経済財政会議の皆さん方の議論を見ても、行革という認識はあるんだけれども、最初の半分、生々しいとらえ方の違いがだんだん出てきていて、失礼な言い方だけど私はこれを見ておもしろいというか、気がしています。

どっちかという議論をしていく中で経済財政会議の皆さん方の中においても山梨県のそうした状況を踏まえて、ソフトランディングだという認識は共有できたと思います。当然、この議会の中においても、議員の皆さん方の中でも従来からソフトランディングをして財政改革、あるいは経済構造改革をしていくんだという認識はあると思います。その落としどころを探っているのかなど。探っていかなければいけないのかなというところに今来ていると思うんです。

そういう意味で、この日高先生が経済財政会議の中でも言っているんですけども、財政改革の真の目的は、硬直化した財政構造から転換し、政策推進の自由度を高めることだと言っているんですね。ですから、横内県政になってからの痛みだけではなくて、これは全県政をかけた、こういう言い方は失礼かもしれないけれども、全県政を賭した改革であったと思っています。そういう意味でも、ここに出てきた財政改革のある意味での成果ね、プライマリーバランス黒字化になって、それは単年度黒字ということじゃなくて、ある程度見通して、これから年明けの2月に出てくると思います。それもやっぱり読めるところまで来たというふうに思っているんです。硬直した財政構造から転換して、新たな政策推進にある程度自由度を高められてきたというふうに思っている。この間も企画さんとも抽象論の話をして、怒られてしまいましたけれども、どう県内の公共投資をしていくんだという、財政投入していくんだということを真剣に考えていかないと、これまでの成果というものが、僕はいろいろな企業が大変つづれ、中には自殺した人もいます、そういう人たちの思いも無にしないためにも、私はこれからの財政投入のあり方を真剣に議論していかなければいけないと思う。その辺を、いかに財政規律を守っていくのか、御意見があったらお願いいたします。

原財政課長

公共事業につきましては、2つの観点からシステムとして考えられると思います。第1点目につきましては、行革大綱でございますように4%、8%、これを縮減していくということで、総額でいかにコントロールしていくかという意味での中長期的な見通しを立てるといった観点の一つ。それからもう1点につきましては、その総額の中で、真に必要なところを重点的に投資していくにはどうしたらいいかという観点で、後者の観点につきましては、現在、公共事業編成会議、それから公共事業評価会議、こういった場面で実際に必要な公共事業が何であるかというのを、外部の検討委員の方々に入っただきまして、箇所づけ等を決定していく。また、でき上がった後は、事後のアセスを行って、果たしてそれはどの程度成果を上げているのかということの評価していくというような仕組みをとっておりまして、この2つの仕組みにおいて公共事業を真に必要なものを選択して重点的に投下していくことで、適正な県土づくりを行っていくということだと認識しております。以上であります。

森屋委員

ぜひ、その辺を議員も含めて真剣に議論し、関心を持ってやっていかなければいけないと思っています。この間、先週の金曜日は企画とか知事政策室の皆さん方に、この行動計画を読んだときに、公共事業ありきみたいなね、財政投入して景気をよくしていくんだみたいな話じゃなくて、何のために公共事業が必要なのかということの裏づけが、ある程度しっかり読み取れたのでうれしく思ったと率直な意見を言いました。今までの公共事業は、公共事業そのものが目的であったと思います。これからはそうではなくて、こういう目的のために公共事業をあくまでも手段としてやるんだという認識に立って、山梨の、これから農業とか林業なんかにはどうするかとか、そういうのを主体に、あるいは甲府のジュエリーや地場産業をどういうふうに育てていくんだ、そのためにこういう公共事業が必要なんだというふうな考え方でいかなければいけないと思っています。

そこで、もう一つなんですけれども、相変わらず地方は公共事業をやるときに地方債を組んで、そのことは認められているわけですしね、このことを借金というかどうか、私は疑問に思っているんです。地方は公共事業を打っ

ていくときに地方債を起こして、それもなるべく有利なものをやっていくという努力も、この間の9月の議会のときも皆さん方と議論しました。

そこで、今回、地方債の償還期限が20年から30年に延ばされたという御説明であります。これは一つに、私なりに素人的な考えかもしれないけれども、来年から新しい指標で全国の財政状況を、4つの新しい指標を持って見ているということですから、私が見る限り、あるいは報道、あるいは皆さん方の説明を受ける限りにおいて、山梨県はすぐ赤字団体に転落するということはないだろうと思っています。厳しい指標で見ると、全国の中で幾つも赤字団体が出てきてしまうことを回避するために、今回、地方債の償還期限が20年から30年に延びたという話なのかなと認識をしているのですけども、それはいかがでしょうか。

原財政課長

地方債の償還年限は、確かに平成18年から交付税の理論償還年限が伸び、オールジャパンで見たときに20年が30年になっている状況にあります。それにあわせて本県も20年を30年にするものであります。この背景であります。確かに一つは先生がおっしゃられるような背景があるのかもしれないですね。また一方で、公共事業、公共施設、こういったものの耐用年数が延びてきていることも明らかかと思えます。国で道路ですとか橋梁ですとか、こういったものをつくっていく際の国債の償還年限は60年という状況にあります。こういったこと背景等も踏まえまして、地方債の償還年限を延ばしてきているのかなという認識を持っております。

以上であります。

森屋委員

そうすると、今までの地方債の発行の償還期限は、余りにも短かったんですね。それには何か理由があるんですか。

原財政課長

オールジャパンで見たときに20年で償還年限を終えてきたので、これにあわせて財政運営をしていると。逆に、それを延ばし過ぎますとモラルハザードを起こす可能性がありますので、その意味で財政規律を守ってきたというのが1点あると思えます。

それからもう1点は、国で行う大規模な工事と、地方で行う道路等、橋梁のレベルといいますか、クオリティーを考えたときに、20年が適当じゃないかと今まで考えてきたのではないかと。国でそういった大規模の道路、橋梁をつくっていくときに、60年という、償還年限を置いていますので、これらにあわせて地方財政計画上も30年ということで延ばしてきたのだという認識を持っております。

森屋委員

よくわかりました。そうすると、今回の20年から30年に延ばすという過程において、20年で起こしてきた県債、地方債というのが終わってしまって、新たに今度は30年ものが出てくるわけですね。そうすると、20年ものというものと、30年の地方債のはざまで、ある程度緩やかな時期財政的に緩やか、借金返し、公債費が落ちるといふか、負担が減る時期っていうのはざまの部分があるんじゃないかなと思うんです。全く素人話ですけどね。今までは20年で返済しなければならぬということで計画をしてきてやってきたんですね。年割で公債費をやってきた。それがある程度一段落してしまって、次は、30年ものが徐々に起こってくる。これもたしか県債の場合には3年据え置き、4年目から、今までは17年間の償還ですよ。そうすると、今度の30年ものというの、やっぱり3年置いて、そしてその

次の4年目から次の27年間を返していくということになると思うんだけど、その間に、10年とか15年ぐらいのスパンで、公債費負担が緩やかになる時期が想像されるんですけど、いかがでしょうか。

原財政課長

その点は一時的に緩やかになってくる時期が出てくると思います。かつてずっと20年でやってきたものを、途中、30年になりますので、同じものをつくるとすれば、財政負担がそれだけ長い時間で、単年度で見たときに少なくなります。一時的に緩やかになることはあると思います。

森屋委員

そうすると、課長がモラルハザードとおっしゃったけど、モラルハザードまで行かなくても、これからのある時期、10年とか15年の間で地方において、ほかの県のことを言うことはないですけど、我が県において、総務省がやっていることだからあれなんだけれども、総務省が、地方の財政改革に努力しているところの熱意に水を差すことになるんじゃないか。この間、法律改正があって、新しい4つの指標で今度具体的に出てくるわけですね。まだきつと内部で議論して、余り厳しくやっちゃうと赤ばっか出ちゃって、これはもう大変、財政改革どころじゃない。日本じゅうが大騒ぎになっちゃう。政府もすっ飛ばしちゃうぐらいの話になっちゃ困るということできつと残りの2つの指標については、今、おそらく総務省の中で、どういうハードルをつくったらいいかと議論されていると思う。数字はきつとあると思う、でも、それが出てこないのは、そういう分があると思うんだけど、そういう団体にとっては、今回の措置は、もしかしたら緩和するという意味で大変助かることになるのかもしれない。もう一つの側面として、地方の財政改革の熱意に水を差すような気がするんですけど、いかがでしょうか。

原財政課長

地方債の償還年限を延ばすということだけの側面を取ればそうかもしれませんが、トータルで見たときに現在、地方団体が置かれている状況は、行政改革に水を差すというか、緩められるだけの余裕がない状況に今あると思っています。その意味で、公共事業を延ばしてきているような団体はほとんど地方団体において見受けられません。なお、その予算の縮減を今後も行っていくと、県債の残高等、借金を少なくしていくことをトータルの地方財政の制度で今、行っているところでございます。それをソフトランディングするという意味での効果はあるかもしれませんが、決して行革を緩めるというか、行財政改革の推進の妨げになるといった認識になることはないのではないかと考えています。

以上です。

森屋委員

わかりました。最後ですけれども、とにかくここまで進めてきた財政改革の方向性というのを絶対誤ってはいけない。後戻りさせてはいけないという強い思いがあります。なぜかという、そこまでの痛みがあったんです。地域経済の痛みが。そして徐々にソフトランディングで経済産業改革を、構造転換をしてきたということがいえると思います。これは本当に評価できると思います。であるがゆえに、これからの財政規律、あるいは公共事業に対する考え方を、私は少したりとも変えてはいけないと思っているんです。

そういう意味でも、税源移譲もありましたけれども、平成19年の山梨県の税収は、87万県民にとりましてはありがたい、おそらくバブルのとき以上の税収があると思います。9月の議会のときに言いましたけれども、高知県は私たちと同じ約80万人県民で法人二税ではなくて、一般会計予算が約

4,200億、その中に占める税収は何と670億。山梨県の半分だという話を聞いたときに、私は、改めて山梨県というのは先輩たちの御努力で大変素晴らしい環境づくりをしてきていただいたなと感じました。

それがゆえに、これからの財政出動、財政改革を真剣にやっていかなければいけないという思いを新たにしました。そんな思いで今回のこの行革大綱を見させていただきました。うがった見方をすると、若干の後退があったのかなという思いもあります。おそらく2月ごろに財政見通しが出てくると思いますけれども、そうしたものを見させていただく中において、また勉強させていただいて、気持ちを強くしていかなければいけないと思っております。以上です。ありがとうございました。

(米倉山の造成に伴う借入金等への対応について)

内田委員

この間の金曜日の委員会で米倉山の県有地について県の土地開発公社が買い取りをするという形で決着をするという議論をしたんです。財政課長にぜひ聞いておきたいんだけど、去年の議論の中で、歳計現金を使った、そういう操作ですね。そういうことに対して、私は、だめだという主張をずっとしてきたんです。今回、知事の考えというのは、多分、出資法人なんかに対する債務保証みたいなものも含めて、県の借金だよと考えていますと、そういう中で多分県の借金が1兆円くらいあるんだということになっているんだと思う。そういう考えを突き詰めていくと、土地開発公社以外にも、たしか、住宅供給公社に対しても同じような手法でやっていると思います。そういうものについて、もし考え方がそうであったならば、同じことをやらないと、私は筋が通らないし、考え方としてはあわないと思うんだけど、その辺について、多分、財政方というのはどういうことでやってきたのか、私にも本心を言わないから、わからないんだけど、その点についてどうですか。

原財政課長

米倉山については先生御指摘のとおり、行政改革大綱におきまして、関係する土地を購入するという形で、従前、短期貸付金で行ってありましたものを長期債務としてとらえて、債務を縮減していくという手を取ったところでございます。

また、そのほか、住宅供給公社等につきましては、現在、各公社の債務の縮減のために、保有します土地等については計画的に売却するという取り組みを行っております。また、それらの赤字分につきましては、補助金もしくは貸付金で中期的な見通しに基づいて、債務を縮減していく取り組みを現在着手しているところでございます。

その意味で今回、その土地開発公社について貸付金ではなく、土地を購入して、それに対してまた債務分を補助金で補てんしていくという手法をとったというところでは、ほかの公社等と同等に手法をとったということでありませう。

以上であります。

内田委員

去年の議論の中で、県の歳入歳出というのは4月1日に始まって、3月31日に終わるから、その中で歳入と歳出がぴたっと合えばそれでオーケーだという議論でずっと推移してきたんです。そうすると、今後、例えば、そういう借金を抱えた公社みたいなところがある土地に県費を投入して、一時貸し付けというか、短期の貸し付けをするということはないと考えていいということですね。

原財政課長 短期の貸し付けを行っておりましたのは、あくまで……。

内田委員 利息ね、利息。

原財政課長 血止めと申しますか、本来、長期債務化するものを現金できちんと返せば、それが一番理想だとは思いますが、しかしながら、一方で、一般財源にも限りがございますので、財政運営の手法といたしましては、年度末、それから年始に貸し付けを行うことで実質的に一般財源を投入せずに、かつ財政運営を行えると、こういうメリットがあったことから、今まで行ってきたものであります。

この財政的な貸し付けの制度につきましては、これ自身が決して間違っただけのものではありませんし、ほかの都道府県におきましても同様の手法を使っております。よって、この手法自身を一切使わないということ、未来永劫一切使わないということまでは言い切ることは難しいかと思っております。現在、1兆円の借金という形でとらえて、少しでも債務を削減しようということを行っておりますので、トータルの債務削減の流れにおいてこういった手法をとるかというのは、そのつど、財政状況も踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

内田委員 今の答弁だとね、これは将来にわたってまた同じような手法をとりますよと言っているのと同じことだと思う。私が言っているのは、去年もこういう議論をずっとしてきたんだけど、歳計現金、あるいはよくフローすると言いますよね。お金がフローしている。そういうものを使って操作してきているんだけど、例えば、これを民間の企業みたいなところに移したら考えられないことなんだよね。県だとか、市町村、市町村でも多分やっているところは私はないと思うんだけど、かなり市町村に問い合わせたんだけど、こういう手法を使っているところはないんですよ。山梨県ほか、多分数件だと思う。財政課長は、ほかの都道府県でもやっている、やっていると言っているんだけど、そんなにたくさんはないはずですよ。

そうすると、私が何を言っているかということ、私みたいな議員の立場ですら、こういうものについては知らなかったわけですよ。たまたま土地開発公社がそういうことをやっているということで、調べたらわかった。そうすると、一般の県民にはこの状況は全くわからないんです。そういうものを私は続けていかない方がいいと思っている。それとも、こういうものを一般の県民に知らしめますか。こういうことをやっているって出しますか。それを言っているんです。合法だからオーケーだという議論ではない。

原財政課長 決して合法だから、オーケーと言っている……。

内田委員 いや、去年はそういう議論だったの。

原財政課長 申しわけありません。話といたしましては、今回は米倉山をそのような処理をさせていただきました。で、トータルの財政運営を考慮したとき、及び現在、県の抱える債務について縮減していこうという観点でありますので、トータルで見たときの債務を削減していく意味で、こういった短期貸し付け金という手法をとらずに、減らせるものは積極的に減らしていきたいと、ま

ず考えております。

ただ、一方で、短期貸し付けという制度自身が違法な手法でもございませんし、本来、財政規律といたしましてはそういった手法をとらずに済むのが理想であります。なので、それを目指していくというのが最終的に我々が目指していくべきだと考えております。そうでなかった場合、これについては御相談をさせていただくという余地があると考えております。

以上です。

内田委員

これは多分、行政の中で生み出してきた手法なんですよ。一般の社会では多分通用しない。一般の県民がね、お金を借りたら、普通は利息払うのが当たり前でしょう。だって、金融機関からとってみるとそうでしょう。普通であれば百五十何億円、1年間お金を借りたとしたら、今の利率で多分1億円弱ぐらいの利息払うんですよ。そういうものが、この操作によってなくなっちゃうということなんですよ。そうすると、世の中の仕組みからいったら、すごいおかしいことを県はやっているんですよ。この辺の議論、多分、財政課長はわかっててもわからないと思うんだけど、一般の世の中では通用しないですよ。そうでしょう。一般の社会生活の中でこんなことが通用したら、企業は成り立っていかなくなっちゃう。そうじゃないですか。それを言ってるの。絶対に成り立たないです。

原財政課長

すみません、そこは私も民間の企業の会計状況を詳細に把握していないので、何とも申し上げるのが難しいところがございます。行政におきまして、フローのお金、これが一時的に足りなくなった分を銀行側へ債務保証して、つなぎの資金ということでございまして、資金ショートしないという仕組みであります。この資金ショートしないという仕組み自身が、行政における会計制度において違法ではないというか、逆にいうと適法な制度ではございますので、財政運営上、苦しくなったときに使う手法としては起こり得るのだと考えております。ただ、これを積極的に活用するか否かという観点で言われますと、それはいずれその手法を用いたとしても、県債の今の債務保証分を入れた意味での県債残高にカウントされてまいりますので、それも含めての県債残高をどう減らしていくかということの議論をしているところでございます。手法として用いたとしても、それは世の中に明確に示されることとでございますし、また、それをどうしても使わざるを得なくなったときには御説明させていただくのが適切だと考えております。

以上であります。

(限界集落への対応策について)

安本委員

9月の委員会でも木村委員から発言があったのですがけれども、最近、マスコミにも取り上げられています限界集落についてお伺いをしたいと思います。

高齢化が深刻になっていまして、集落で65歳以上の住民が半数を超えている、地域社会で共同生活を続けることができない、こういう厳しい集落が増えておりまして、今がもう限界ということで、限界集落と長野大学の犬野教授が名づけ親だというふうに聞いております。こうした集落がふえておりまして、こういう集落は中山間地域に多く、生活の足がない。病院、学校等も地域の中になくて、出かけていかなければいけないんだけど、公共の交通機関が整備がされていないとか、採算がとれないので運行されていない。

また、高齢化が進んでいて、車を運転したいけれども運転もできないという方が多い。若者はもちろん、壮年世代も少なくなっていて、冠婚葬祭とかの共同生活、寄り合いといった集落の活動、農作業、こういったものもできなくなりつつある。本当に日々の生活が維持できなくなっていくというようなことが言われております。

国土交通省と総務省の両省が去年、過疎地域における約6万2,000集落について状況調査を行ったということで、ことし8月に調査結果が、国としてしか出ていないと承知してはいますが、まとめた最終報告によりますと、65歳以上が半数以上を占める集落が約7,800、全体の1割あった。いずれ消滅の恐れがある集落が2,643。このうち423集落は10年以内に消滅する恐れがあるという結果が出ておりました。

先ごろ、11月30日にこうした集落を抱える全国の自治体のうち146の自治体が参加をして加盟をして、全国水源の里連絡協議会というのが設立をされております。山梨県からも9つの市町村が参加をしたと聞いております。

そこでまず伺いますけれども、現在、こうした県内の限界集落の状況について、県ではどのように把握されているのか伺いたいと思います。

久保田市町村課長 ただいまの安本委員からの質問にお答えいたします。先生が今、言われた、国土交通省、総務省の合同調査で出された数字でございますが、過疎地域等における集落の状況のアンケート調査、昨年、実施されております。その中では、都道府県別の集落数の公表がされておりません。首都圏、中部圏等の圏域別に公表されておりまして、その中の最終報告によりますと、65歳以上の高齢者の割合が50%以上の集落につきましては、全国の6万2,273集落中、7,878集落、12.7%が該当しておりまして、うち、山梨県を含む首都圏では2,511集落中302集落が該当するという結果になっております。

本県における65歳以上の高齢者の割合が50%以上の集落につきましては、私どもの手元の集計では、約100以上の集落が該当しておりまして、全集落の2割弱が該当するものと思われまして、そこで、全国では12.7%がいわゆる限界集落に該当するということですので、本県では全国的にも高い割合で存在するものと考えております。いわゆる限界集落では耕作放棄地の増大、獣害、病害虫の発生、空き家の増加等の問題が発生していること等を承知しております。

以上でございます。

安本委員

実は、公明党でも今、独自で全国過疎集落の実態調査を行っておりまして、国の来年度の予算に向けてその調査結果を生かして、さまざまな取り組み案を党として提案をしたいと進めております。全国調査ですので、本県でも幾つかのそういった集落に出向いていきまして、地元の声を伺ってきました。「過疎化が進んだのは何が原因なのでしょうかね」とか、「今困っていることはどんなことなのでしょうかね」という調査だったのですけれども、伺った内容は、やっぱり道路交通網に非常に不便を感じているとか、病院が遠いので救急医療に対して不安があるとか、空き家が増えている、災害の危険があって心配だ、それから先ほどもありましたけれども、鹿やイノシシの被害で困っていると、こういうような意見がたくさんありました。また、地域格差はもともとあったのだけれども、合併後に、過疎地域はますます過疎化が進んでいるような気がするという声もありました。学校が廃校になってしまう。学校と

というのは、地域の精神的な中心であって、それがなくなるということが共同体としての統合力を失ってしまうような気がするとか、山間部なんだけれども、農振地域に指定されていて、ほかの用途への転用ができなくて荒れていくばかりであるとか、中には「国や自治体に要望することはありますか」という質問の中に、その集落の中心者が、何かから手をつけていいかわからないと、答えられているところもありまして、本当に厳しい状況になっているなと感じました。

今後、山梨県では集落のうちの2割がそういう状況になっているということなのですが、65歳以上でもまだまだ元気だから心配がないと言われていたところもありましたけれども、10年たてば本当に大変な状況になるんじゃないかと思います。過疎対策ということだと思いますが、県だけのものでもないですけれども、今、どういう取り組みがなされているのかお伺いをしたいと思います。

久保田市町村課長 現在、限界集落というものに限定した事業は行っておらないわけですが、限界集落を含む過疎対策ということで各種事業を行ってきたところがあります。過疎地域におきましては、昭和45年以降、数次にわたる立法措置によりまして、総合的な過疎対策が推進され、道路でありますとか下水道にかかる県代行事業も活用する中で生活基盤の改善を図るとともに、交流・定住促進事業など、各種事業に取り組んできたところがあります。

具体的には、過疎対策債の活用でありますけれども、元利償還金の7割を交付税措置される有利な起債であります。この活用でありますけれども、山梨県におきましては、昭和45年から平成18年までの総額でいきますと約1,200億円が投入されております。ちなみに、平成18年におきましては、24億4750万円。やはりこの過疎債もほかの起債と同じように減額されていることも事実であります。

国におきましては、約35年間で7兆円余を投入してございます。県独自の対策としましては、過疎対策の振興資金、これは貸し付けが山梨県過疎地域振興条例に基づきまして元利償還金の35%を元利補給して市町村に交付するものでありますけれども、昭和45年から約100億円の貸し付けを行っているところであります。これらの資金を活用する中で、これまで過疎対策に積極的に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

安本委員

ここは総務委員会で、市町村課からのお答えなので、そういったお答えになると思うのです。今まで過疎対策もさまざまに行われてきていると思いますけれども、こういった限界集落の調査結果を見ると、過疎はますます進んでいると思っておりまして、こういった集落で生活されている住民を支えていくということは、本当に今、必要なことでないかと思います。

これは市町村課だけではなく、県の各部局全部にまたがりまして、国、それから地元市町村、みんな一体となって取り組んでいかなければいけない、それも急いでやらなければいけないことではないかと思います。

どこに限界集落があるかというのは、今回の調査で公表はされないにしても、県としては把握をされていると思います。本当はそういう限界集落という名がいいのかどうかかわからないのですけれども、過疎化が非常に進んでいるところを、特別に対策を行っていくチームをつくっていただきたいという思いもあります。総務委員会の中で市町村課に私としてお願いしたいことなんですけど、まずこういった過疎化が非常に進んでいる地域の実態を調査し

ていただきたい。国の調査もあったと思いますが、例えば新採用職員研修のときとか、各種人事研修がありますけれども、若手の人事研修で、そういった集落に行って生の声を県として聞いてきていただいて、それをとりまとめる。また、県、市町村、国で、そういった過疎地域に対するさまざまな事業があると思いますけれども、そのメニューをとりまとめてみるとか、お金がなくてもできる部分、今すぐ取り組んでいける部分はあるのではないかと思います。ぜひそういったことに対してしっかりと早く取り組んでいただきたいという意見を申し上げまして、私の質問を終わります。

丹澤委員

かつて労働省の標語に「ゆっくり休んでしっかり仕事」というのがありました。その話をいたしましたら、職員が「課長、よくわかりました。しっかり休んでゆっくり仕事ですね」「そうじゃないんだよ」という話をしたことがあるんです。人事課はこれから暮れに入って新年、飲酒運転その他、大変だと思えますけれども、人事課への質問は、後にいたしまして、まず監査委員事務局に質問をさせていただきます。

この間、決算特別委員会で私が、55億円の高度化資金を借りたところがありまして、ここの話を聞きましたら、3年間据え置きで、その3年のうちにつぶれてしまったという企業がありました。監査委員の指摘で、ここの債務をしっかり回収するよという指摘がありました。これはこれで指摘がありましたから、担当部局がしっかりするでしょうけれども、問題はまだ残りが147億円不良債権化するおそれがあるということがそのときにわかったわけでありまして。ある企業は32億円借りまして、20年間の償還です。15年間で、たった返したのは5億円。残りの5年間であと28億円返さなければならぬという企業があったんです。それもなかなか教えてくれませんで、秘密会をするということになりまして、ようやくそういうことがわかるようになりました。

そういうふうな、高度化資金に関しての監査をする権限というのは、監査委員事務局にはあるのでしょうか。

宇野監査委員事務局次長 監査委員としましては、県の財政状況、そういったものの状況の中で監査をしていくということですので、高度化資金の償還状況、収入未済、そういったものにつきましても一応監査する対象としております。

丹澤委員

ではお尋ねをいたしますけれども、32億借りて15年間で5億しか返さない。あと5年間で28億円を返すという会社が今現在あるそうであります。こういう会社に対して、向こうは制度上、条件変更ができるんだと言っています。ことしは幾ら返すんだと聞きましたら、6億円返す予定で当初は設定をされていた。それはそうですね。28億円を5年間で返すということは6億ずつ返さなきゃ勘定が合いません。ところが、実際に返したのは幾らだと聞いたたら、5,000万円と言ったんです。じゃあ、残りの5億5,000万はどうなったんだと聞いたたら、条件変更いたしました。条件変更って何だっけと聞いたたら、相手の財務状況を見ながら、これを繰り延べすると。だから翌年度に持っていくんだと。翌年度はじゃあどうなるんだと聞いたたら、11億5,000万円返してもらいますと。ことし5,000万円しか返せないところが、何で来年11億5,000万円返せるんですか。

最後はいつだっけと聞いたたら、それは最終年度は貸し付けから20年間の最後ですと。じゃあ、そのときに返せなかったところはどうなるんだと聞いたわけですが、ちゃんと返していただきますと。そういうふうな企業と

というのは承知しておりますか。

宇野監査委員事務局次長 私どもとしましては、全体的な中でいきますと、先ほど先生のおっしゃいました不良債権化が147億円ですか。そのうち収入未済額57億円、残ります、約90億円近いものですが、これは償還猶予をして、現在、徴収の方で対応しているということは承知しております。

丹澤委員 財政再建を一生懸命、県庁職員がやっています。まさに爪に灯をともしようにしてやっているわけなんです。これは県が貸し付けたお金なんです。ほかのものは新たな借金をするわけですが、これは返ってくるわけですから、本来ならば、収入になってくるお金です。本当は助かるお金なんです。それをみすみす貸したまま返してもらえない、相手が倒産したらおしまい。連帯保証人制度をとっているはずですから、しっかりと債権担保をしていっていただけるはずなんです。行き着くところまで行って何も無いということにならないように、ぜひ監査委員事務局の方でできる権限の範囲の中でしっかりと債権回収をするように。僕は担当部の商工労働部に聞きましたところが、明解なる回答がないんです。「返してもらいます。条件変更して返してもらいます」、そういう回答でしたけれども、そもそも、私たち素人が考えてみても、会社の内容を知らなくても、32億借りて15年間で5億しか返せない会社が、あと残りの5年間で28億が返せるなんて到底思えない。そういうふうな、まあ、貸した人も悪い。20年前に貸した人はもうすべてやめているでしょう。責任がない。だからみんなが、「いや、おれの仕事じゃない」ってこう言うから、だんだん、だんだん、こうなっちゃったんでしょうけれども、それは監査委員事務局がしっかりと監査をして、担当部局に明確に、これはしっかりと債権回収をするようにということをご指導していただきたい。山本局長さんは大変詳しいでしょうから、ぜひお願いします。

山本監査委員事務局次長 この問題は会計検査院でも注目しております、平成16年度会計検査が全国的に行われております。今、委員の御指摘の問題というよりも、債権管理を適正にしっかりとしなさいということ、債権管理業務体制の強化ということで、機構においても、例えば研究会の開催とか、それから債権管理のアドバイザーの派遣とか、それから私ども県との連携をしっかりとするという方針を出しております。それで私ども監査委員といたしましても、それらの動向を踏まえながらしっかりと監視というか、注目してまいりたいと考えます。

以上でございます。

丹澤委員 ぜひ、この会社が倒産して1銭も回収ができないということがないように、監査委員事務局もその責任の一端を担って、山本局長さんも残り少ない日々でありますけれども、ぜひ絞るだけの知恵を絞ってお願いします。

次に人事課の方にお伺いしますが、先ほど森屋先生が大変微に入り細に入り質問されまして、僕はその中の定員適正化についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

昨年は行革プログラムでは4.6%ということで、この行革プログラムが全国平均をとったということで、山梨県は大体そういうふうなことが多いでしょうけれども、何の理念もなく、全国的にこうだからこうだったということで4.6%という削減率を定めたと聞きました。今回は、平成23年までに6.4%減らすということでありますけれども、この6.4%減らすとい

う根拠は何なんでしょうか。

輿水総務部次長　今回の行革大綱に盛り込みました定員適正化の関係の設定値でございますけれども、県庁内の組織運営でありますとか、業務でありますとか、そういうものについて削減できる要素、業務等の見直しの中で、そういったものを精査をする中で、積み上げた数字でございます。

丹澤委員　精査をする中でって、何をどういうふうに精査したのか、そのところを聞かせてください。

輿水総務部次長　具体的には、例えば組織の関係の見直しでありますとか、現在、外郭団体等へ派遣をされている職員がございまして、そういった関係の見直し、それから事務改善等でこういった形のものでできていくのか等々の要素を見直す中で積み上げた数字でございます。

丹澤委員　そうすると、これは今までむだだったことをやらなかったからこうなっていたんだと、そういうことですか。

輿水総務部次長　従来業務を行革という新しい視点でさらに見直し、洗い直しをする中で設定しているものでございます。

丹澤委員　僕は再三言っているんですけども、先ほども森屋先生も言われました。財政再建って何だって聞いたら、弾力性のある財政運営だと。つまり、自由に自前の新しい事業が執行できるような余剰財源といいますか、そういう自主財源を確保しておくことが財政再建だというお話を森屋先生もされました。その一つの手法が経常収支比率なんでしょう。僕は再三言っているんだ。経常収支比率のうち一番ウエートの高いのは何かといたら人件費と公債費比率。さっき原課長も言っていましたけれども、20年も30年も延ばすというのは、借金残高としては変わらないんですよ。変わらないけれども、何が変わるかと思ったら、これは単に経常収支比率の比率を下げるができるという手法なんです。ただ単純に。だから、これはからくりの一つだと僕は思っています。その中で一番ウエートが高いのが人件費だということは、もう再三、部長さんもお答えになっていますし、財政課長さんもそう言っているんです。この人件費をいかに圧縮していくのかということなんです。仕事の中身を変えないで職員を減らしたら労働強化なんです。もっと簡素化しなければいけない。もっとやらなくてもいいことをいっぱい、細かいことをやらされていることがあるじゃないかというのが職員の声なんです。そこに手をつけないと、人ばかり減らして、それでもってできるというものではないと思うんです。

例えば、今回、僕たちが出先の職員にいろいろ話を聞きます。公共事業をやっているところでは、今まで契約は庶務がいて、それをやってくれました。鉛筆を買いたい、紙を買いたいというときにも、それはそういう部署の人がいたからやってくれました。しかし、今回はそういう部署から人を外してしまいましたから、技術屋さんが自分で入札もする。そしてものを欲しければ発注もする。こういうことを全部やらなきゃならん。その結果どうなったかということ、技術屋さんは外へ出ていかないんです。外へ出ていかないから現場を監督してもらえない。業者は「どうしましょうか」というふうに聞いても、監督が来ないわけですから、その回答がもらえない、工期はおくれる、

来ても返事をもらえないという状況になってしまっている。

だから、例えば今、土木のことを挙げましたけれども、そういうところの庶務が今いなくなってしまうている。そういうことに対しての不満は上がってきていないのでしょうか。

輿水総務部次長 公共関係事業所におきましては、いわゆる設計から発注段階に至るトータルの電算システムを構築いたしました。それに伴いまして、その部分の業務というものを技術系の職員に一貫して担っていただくというような発想の中で、今年度からその部分の集中化をしたわけでございます。実際に稼働した時点で、その部分へ取られる時間が大変多いということで、現状のままがいいのかどうかという中で、何らかの改善が必要ではないかというような声は聞いております。

丹澤委員 ちょっと僕は先に進めてしまって、さっきの6.4%の話をもう少しさせていただけますと、この6.4%というのは、そうすると、人事課長さんの頭の中には、財政再建ということについては、念頭になかったわけですね。

輿水総務部次長 全体で職員数を削減しているということは短期的にも中長期的にも、当然その部分の人件費が減っていくわけでございますので、今回の削減計画策定に当たりまして、そういった視点からも当然減ってきたということでございます。

丹澤委員 そうすると、どれぐらい人件費を削減しようということではなくて、今、不要な事業を、いや、職員数を洗い出したら6.4%になったという説明でしたよね。どっちが本当は先なんですかね。

輿水総務部次長 今現在、私どもの県の職員数の状況ということでいいますと、人口類似県等、あるいは総務省の定員モデル等の中でいいましても、おおむね適正という言い方がいいかどうかわかりませんが、比較的よい状態にはございます。

しかしながら、さまざまな視点からご議論をいただきました経済財政会議等の中でも、さらに抑制の視点をもって職員数については取り組むべきというような御議論もいただく中で、そういった点を踏まえて、今回の計画を策定したものでございます。

丹澤委員 私は職員を極端に減らすということではなくて、職員を減らすときには当然、まず財政再建をどうするのかということが念頭にあって、そして、どれぐらいの職員の数でやらなきゃならんのか。いつも答弁を聞くたびにそう思うんですけども、よそがこうだからうちもこうだというような比較論はもうできない。なぜかという、昔は総務省は、日本じゅうあまねく等しく、東京の明るさを私が住んでいる三珠町でも、というようなことを行政はやってくれました。しかし、今はあまねく等しからず、自分の身の丈にあったような行政をしていきたいと思いますという時代になってきた。

そういうことで、何でもかんでも類似団体と同じだからいいやということではなくて、自分の県の中が、財布の中身がこれだけだからこうだということをまず念頭に置いて、そういうことをしていく必要があるのではないかと思います。

それで、警察は前回の削減計画では1,981人というものだったんです

けれども、今回の計画では1,921人ということで、前の計画より大分下がっているわけです。これは何でこういうふうになったんでしょうか。

輿水総務部次長

警察につきましては、前回の適正化計画の段階で治安行政等の悪化に対応する全国の警察官増員計画がございました。そういった中で、本県配分分がこの程度あるだろうということを念頭に置きながら、計画の中ではその増員部分を置いていたわけでありましてけれども、その増員計画が終了いたしました。警察部門で見込んでおりました増員数よりは配分数が少なかったという中で、今回、その部分を確定したもので置きかえたものでございます。

丹澤委員

実は僕、辞める前に企業局にいたんですけれども、この企業局で5名減らされた。僕は、いる当時からおかしいと言っていたのは、企業局の場合、電気事業というのは御存じのように、かかった経費は全部売電単価といいまして、買い手の方が払ってくれることになっているんですね。いわば東京電力で、山梨県でかかった経費を全部丸々見てくれるという仕組みになっているんですよ。だから、これを減らしても、だれが得するかというと、東京電力であり、ひいてはそれを買う国民が得をするという、風が吹けばおけ屋がもうかる、ぐるぐる回っていく結果になっているんですよ。これを減らしても、山梨県の数からは減るかもしれないけど、企業局として売電単価が毎年下がってしまう。

だから、職員が山の中へ本当に4時間も5時間もかけて登って行って、向こうでせいぜい2時間か3時間しか仕事できないという状況じゃなくて、朝早くみんな行くんですよ。そういうふうなことをやらせるためにも、僕はしっかりした職員数を置いておく必要があると思うんです。当時からともかく一律各部局が全部そんなことお構いなしにやれと行って、こういう数字になったんですよ。だから、本当はよく実情を把握した上でこういう数値をつけるべきじゃなかったなと思うんですけれども、答えは要りません。

だから、この間の企業分のときに言ったように、何でも一律というのは、決して公平じゃない。よく実態を調査した上でやるべきだと思います。

今度は人事評価制度になります。この人事評価制度は、なぜ導入したんでしょうか。

輿水総務部次長

人事評価制度につきましては、現在、国会で地方公務員法の改正が議論されております。その中で人事評価制度の導入が盛り込まれております。私もといたしますと、そういう方向性も見据えながら、本県として人事評価制度を導入してきているところでございます。

丹澤委員

この人事評価制度を施行して、ことしは下の職員までもやることになったわけですがけれども、今までの施行の中で、この人事評価制度をやったよかったなという、どういう効果があったのか教えていただければ。

輿水総務部次長

人事評価制度は2種類になっております。能力評価の部分と、それから業績評価の部分がございます。業績評価の部分は、年度当初にそれぞれの職員が組織目標に沿った自分の仕事の目標を立てて、それに沿って仕事をしていく。年度末におきましてそれを評価して翌年度へ生かしていくという、業務を進めていく上での側面というものがございます。当然、業務は計画的に進めていくべきもので、従来もそういう形でやってきているとは思いますが、職員全体が同じようなやり方でそういった目標を設定して業務に取り組ん

でいくという意味では、業務運営上、効果が非常にあるものだと思っております。

丹澤委員　この人事評価制度を導入して、職員の方からこういう点が問題だというものは上がってきていませんか。

輿水総務部次長　現在、今申し上げました、目標を設定して仕事を進めていくという業務評価の部分におきましては、特に年度当初にどういう目標を立てるかというところ、あるいはその内容等について、所属長と十分話をしながら、目標がそれでよいのかどうか、もうちょっと上の部分にチャレンジするべきではないのかといった形で、所属長の方と話し合いをしながら目標を設定しているという形をとっております。

職員の方からは、その部分での、面接、面談でありますとか、そういうところへかなりの時間を取られるというような話を聞いております。私どもとすると、職員の側も、それから所属長の側も、今のシステムになれていく中で、その部分がある程度は解消できるだろうとは思っております。ただ、そういう負担感があるという声は聞いております。その部分はアンケート等を取っておりますので、そういった中で、より簡便で適正な評価制度になるように努めてまいりたいと思っております。

丹澤委員　管理職側、聞く側の目標設定する側も、全部の仕事を把握していないと適切な指摘もできない。逆に、職員の側にしてみれば、業績評価が一定の基準を設けますから、それがクリアできなければ、この人は評価が低くなるということになりますから、それじゃあできるだけ低くしようと。目標値をできるだけ低くしようと。それを管理職が「いや、おまえのこれ、低過ぎる。もっと高くしろ」と、これが言えない管理職は、職員が持ってきたままの設定になるわけですね。

輿水総務部次長　目標設定の段階のところは所属長さんがまず第一のポイントになるわけですけれども、部全体の中で、そういった意味でのレベル調整をするというような機能も持っていていただいている、主に部の次長さんでございましてけれども、そここのところがかなり過負担だというお話も聞いております。そういった意味での、部内でのレベル調整はできるような機能を持っております。

丹澤委員　それは管理職の能力が、この目標設定が一番問われるところなんです。もう一つは、目標を自分自身が設定するわけですから、例えば「難しい懸案事項は表に出さない」と、僕が聞いた職員はそう言っていました。難しいことは表に出さないと。おれがいる間はずっと、こうしておいて、引き継ぐときに「こういうことがあるよ」って引き継いで、そいつがまた書くか書かんか、そいつのことだと。だから、この人事評価制度を取り入れると、本当に真に大問題が隠れてしまう可能性があるんだと指摘した職員がいましたけれども、どうなんでしょうかね。

輿水総務部次長　目標自体はそれぞれの課でありますとか事務所で、私のところであれば私が来年度と今年度について、人事課が取り組むべき課題は何であるかということを設定いたします。その大きな枠の中で個々の職員は自分の担当する業務について目標を設定していくというような作業をしております。各所属長は評価補助者であります総括補佐等を使いながら、職員の目標設定が妥当な

ものであるかどうかということは十分精査をしながら目標設定をしているということで進めております。

丹澤委員

本課や、そういうふうな内部管理をしているところは大体わかるでしょう。どういうことが問題なのか、何が目標なのかということはわかると思います。けれども、事業課はいろいろな問題があるわけです。それが課長がしっかりと把握していればいいけれども、職員が言わなければわからないというところもたくさんあるわけです。だから、そういう事業課がこの問題に対しては一番なんですよ。内部管理なんていうのはみんな見ているんですから。内部管理の人間に僕はこんなことをやったって、本当に目標設定するだけが大変でそれが仕事になってしまう。だから、僕のところに自衛隊で長いことやってきた人がいます。彼は、何であんたはこんなに反対するんだと聞いたら、こんなもの、自分の給料もらうために仕事をつくっているんだと。じゃあ、実際、人事課長さん、この評価制度を人事にどういうふうに反映させていくんですか。

輿水総務部次長

2つの種類で評価しておりますけれども、能力評価と業績評価、両方とも、いわゆる職員が仕事にどういうふうな形で取り組み、実績を上げてきたのか。それから、能力評価につきましては、持てる能力がどういう能力を持っているか。そういう部分を人事管理上、基礎データにして使いながらやっていきたいと思っております。

丹澤委員

それは人事課長さん、人事のどこに反映するんですか。僕は全くわからないけど、今までだって山梨県ではやっていましたよね。自己申告書を書いて、ちゃんと管理職が良とか不可とか、3段階評価していましたよ。どの管理職も恨まれるのは嫌だから、みんな優秀と丸書いて、みんな出した。それは、相対評価じゃないから、この中でもって、必ず優の人と、まあ、不可はないでしょうけれども、下の人と、必ずつけることになります。それはどうでもこの中で序列をつけなきゃならんからつけますよね。ところが、今は山梨県そうじゃないんじゃない。今まではそうじゃないから、全部優良ってみんな書いて出しますよね。そういう仕方も今まで問題があった。そして、優秀な職員が集まっている課と、そんなこと言っちゃ失礼ですけども、そうでない人の中でもって、優秀な人と差があり過ぎて、これもおかしいということもあったからそうなったんでしょうけれども、この制度っていうのは、本当に人事異動、あるいは給料はやっていますよね。その前にやっていた、中込さんに聞いたら、自衛隊は3年に1回給料が上がる仕組みになっているんだ。そうすると、「おまえ去年上がったからことし我慢な。おまえは2年前に上げたから今度おまえの番だぞ」って言って、順番にやっているだけだと。だから、こんなもの形骸化してしまうと。残ったのは、本当に徒労感だけだということを行っているところもあるんです。これ以上今から言ってもあれでしょうけれども、ぜひ、これは、こんな職員にむだなことをしているなと思われぬような、抜擢するんだったら、「あなたはこういうことでよくなりました」と、「抜擢しました」というふうなことが明確になるように、ぜひそういう人事異動をしてください。

この間、私たちは、ここにいる人たちがみんな福岡へ行ってきました。海外事務所が5事務所ありました。海外に海外事務所を持っていました。その人たちはみんな自前で、福岡県の金でJETROとかそういうところへ行っているのかと聞いたら、単独事務所を持っている。そして、それぞれが動

いて大きな成果上げていると、こういうふうな話でした。山梨県の人事は、私が知っている職員がニューヨークへ行きました。帰ってきたところが何と工業振興課の地場産業担当。わざわざニューヨーク行ってきてですよ、2年間勉強してきて、帰ってきたのがそういう人事。それで、やめてしまいました。見当つくでしょう。こういうふうに、人材を本当に生かしていると思えない。適材適所といつも言うけれども、その適材適所というのは、どういうふうにして見極めているんですか。

輿水総務部次長　　今回、導入いたしました人事評価制度もそうでございますし、人事評価制度はやはり人事評価全体の基礎データとするというような考え方でございます。従来も人事異動時期等におきまして、今、先生がおっしゃられたように、所属長から、ある意味で相対的な総合評価という形の中での職員の評価をいただいております。私どもといたしますと、そういう中で把握されます職員の特性、個性、能力等に配慮しながら、人事配置につきましては行っているところでございます。

丹澤委員　　わかりました。ぜひ職員が、まさに「組織は人なり」なんです。十分な能力が発揮できるような、来年はみんな満足するわけにいかないでしょうけれども、職員が十分な能力が発揮できるような人事をしていただきたいと思います。以上です。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は来る2月5日に実施することとし、場所等については、後日通知することとされた。

以 上

総務委員長 渡辺 英機